

## 補償コンサルタント登録規程

### 1. 案内情報

- 手続名 : 補償コンサルタントの登録・更新・追加・変更・現況報告・廃業（以下、登録等とする）に係る申請・届出
- 手続根拠 : 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）
- 手続対象者 : 補償コンサルタント登録規程に定める登録等を申請・届出する補償コンサルタント
- 提出時期 : 随時（更新は登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間、変更は30日以内、登録の一部又は全部消除にかかるものは2週間以内、現況報告書は毎営業年度経過後4月以内）
- 提出方法 : 登録等に係る申請書等を作成し、登録申請者又は登録業者の本店所在地を管轄する地方整備局又は北海道開発局、沖縄総合事務局（以下、地方整備局等とする）の担当課へ提出して下さい。
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 登録規程第4条第3項に掲げる書類等のうち必要なもの・1部
- 申請書様式 : 登録申請書、登録追加申請書、変更届出書、現況報告書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局等の担当課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

提出先 :

北海道開発局開発監理部用地課	011-709-2311（代表）
東北地方整備局用地部用地第一課	022-225-2171（代表）
関東地方整備局用地部用地第一課	048-601-3151（代表）
北陸地方整備局用地部用地第一課	025-266-1171（代表）
中部地方整備局用地部用地第一課	052-953-8105（代表）
近畿地方整備局用地部用地第一課	06-6942-1141（代表）
中国地方整備局用地部用地第一課	082-221-9231（代表）
四国地方整備局用地部用地第一課	087-851-8061（代表）
九州地方整備局用地部用地第一課	092-471-6331（代表）
沖縄総合事務局開発建設部用地課	098-866-0031（代表）

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：提出先にお問い合わせ下さい。

### 3. 手続情報

- 審査基準 : ・補償コンサルタント登録規程  
・補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成6年6月20日建設省経整発第44号調整課長通達）

標準処理期間：90日

不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）